

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	三二
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三二
告示	三六
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三六
○家畜防疫員の注射を受けることを命ずる件	三九
○特定水産資源について数量を定めた件	三九
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	三九
○道路の区域を変更する件	三〇
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件七件	三〇
○土地区画整理組合の設立を認可した件	三〇
公告	三三
○肥料を登録した件	三三
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三三
○都市計画事業の認可の告示があった件	三三
正誤	三三
○令和二年六月二十六日付決定例第百十六号中	三三

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

様式第一号(表)中「㊸」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、同様式備考2中「記名書」を「署名」に改める。

様式第一号(裏)中「氏名」を「氏名(署名)」に改める。

様式第一号の二中

氏 名	㊸	生年月日
-----	---	------

を

氏 名 (署名)	生年月日
-------------	------

に改める。

様式第二号及び様式第三号中「㊸」を削る。

様式第四号中

(フリガナ) 氏 名	生年月日
------------	------

を

(フリガナ) 氏 名 (署名)	生年月日
--------------------	------

に改める。

様式第四号の二から様式第七号中「㊸」を削る。

様式第八号中

寡婦・寡夫									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

寡 婦

に改め、同

ひとり親

様式備考中「寡婦・寡夫」を「ひとり親」に改める。

様式第九号中「㊸」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中

住所 氏名

住所 氏名

「申請者 住所 氏名(署名)」

住所 氏名

住所 氏名

様式第十二号中「㊸」を削る。

様式第十二号の二中「氏名」

「㊸」を「氏名(署名)」に改める。

様式第十三号中「㊸」を削る。

様式第十四号中 「申請者 住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

「㊸」に改める。

様式第十五号、様式第十六号及び様式第十八号中「㊸」を削る。

様式第十九号中「㊸」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

様式第二十号から様式第二十二号まで及び様式第二十四号から様式第二十六号までの規定中「㊸」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項第八号の改正規定並びに様式第一号の改正規定(同様式表中「寡夫」を「ひとり親」に改める部分に限る。)、様式第八号の改正規定及び様式第九号の改正規定(同様式中「寡夫」を「ひとり親」に改める部分に限る。)は、令和三年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県営住宅等条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年三月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業

振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)マルトSC関船 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二三ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

(一) 名称 株式会社マルトグループホールディングス

代表者の氏名 代表取締役 安島 浩

住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

(二) 名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一

住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

別紙書面のとおり

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十月二十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千八百五十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二百九十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百七十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 二百八十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 七十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 別紙書面のとおり

(二) 閉店時刻 別紙書面のとおり

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 午前六時四十五分から午後十時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 四か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
届出年月日
令和三年二月二十二日

(「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和三年三月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ二本松Bエリア 福島県二本松市冠木二二番一ほか七十五筆

二 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県二本松市作田二二番一ほか七十五筆

(変更後) 福島県二本松市冠木二二番一ほか七十五筆

三 変更した年月日

令和二年十二月十日

四 届出年月日

令和三年三月二日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。
令和三年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的
豚熱の発生予防

二 実施する区域
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
皮下又は筋肉内注射法

(畜産課)

福島県告示第二百七十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和三年管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。
令和三年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和三年管理年度(令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)

における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

第一 くろまぐろ(小型魚)

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

七・九トン

二 知事管理区分に配分する数量

福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業に全量を配分する。

第二 くろまぐろ(大型魚)

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

一・〇トン

二 知事管理区分に配分する数量

福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業に全量を配分する。

(水産課)

福島県告示第二百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和三年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町長野字向山三一九六の二六（次の図に示す部分に限る。）

一九六の二七

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町田島字八千窪甲一六四八の六（次の図に示す部分に限る。）

甲一六四八の九

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町大新田字小栗山一〇六七

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	岩瀬郡天栄村大字田良 尾字湯ノ後三番三地从 先 から 同 郡同 村大字湯本 字分台四二番五地先ま で	変更前 変更後	六・七 三四・七	八四〇・〇 八四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画公園事業 七・五・五号 勿来の関公園
- 三 事業認可の年月日 平成十三年六月二十九日
- 四 事業施行期間 平成十三年六月二十九日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 株式会社福家産業
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平泉崎一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日
- 四 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から令和四年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業・ダイヤ地所・アカギ不動産好間町上好間宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 二本松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二本松本宮都市計画下水道事業(二本松市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成四年十二月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成四年十二月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで (変更後) 平成四年十二月二十二日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十六年福島県告示第六百三十五号)の事業地に二本松市油井字大窪の

一部の区域を加える。

同事業地のうち、二本松市表二丁目、成田二丁目、三保内上竹二丁目並びに油井字勘解由畑、字石倉、字柳田、字大森腰、字谷地、字福岡及び字八軒町の各一部区域を変更する。

(下水道課)

福島県告示第百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 二本松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 (変更前) 岩代都市計画下水道事業(二本松市特定環境保全公共下水道(小浜処理区)) (変更後) 二本松本宮都市計画下水道事業(二本松市特定環境保全公共下水道(岩代処理区))
- 三 事業認可の年月日 平成十一年四月六日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十一年四月六日から平成二十四年三月三十一日まで (変更後) 平成十一年四月六日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

(下水道課)

福島県告示第百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 二本松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 (変更前) 二本松都市計画下水道事業(二本松市特定環境保全公共下水道) (変更後) 二本松本宮都市計画下水道事業(二本松市特定環境保全公共下水道(岳処理区))
- 三 事業認可の年月日 平成十二年一月十一日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十二年一月十一日から平成二十九年三月三十一日

五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし
 (変更後) 平成十二年一月十一日から令和九年三月三十一日まで
 (下水道課)

福島県告示第二百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 浪江町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 浪江都市計画下水道事業(浪江町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十一年三月十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十一年三月十九日から平成二十八年三月三十一日まで
 (変更後) 昭和五十一年三月十九日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十三年福島県告示第八十六号)の事業地に双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺前の全部の区域並びに大字幾世橋字来福寺東、大字川添字下高塚、大字高瀬字清水、字原田、字丈六、字諏訪、字諏訪原、字小山畑、字堀内、字塚越、字桜木、字込堂、字牛渡川原、字八反原、字東八反原、字六田、字小高瀬畑、字小高瀬原、字根本内及び字西原並びに大字酒井字丈六の一部の区域を加える。
 同事業地のうち、双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西、大字牛渡字大添並びに大字川添字瀬田前及び字北瀬田前の一部の区域を変更する。

同事業地のうち、双葉郡浪江町大字棚塩字北大谷地、字砂田、字下浜田及び字豊田、大字北幾世橋字横町、字羽場下、字北原、字幾内、字広内及び字大町、大字幾世橋字辻前、大字川添字東師内及び字南上ノ原、大字田尻字聖沢、字田尻及び字みどりが丘、大字加倉字目倉沢の各一部の区域を削除する。
 使用の部分 変更なし
 (下水道課)

福島県告示第二百八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第二項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称 伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合
- 二 施行地区 福島県伊達市掘切端の全部の区域並びに一本木、上台、岡前、瀬戸場、鶴田、堂ノ内、原島、日照及び柳内地内の各一部の区域
- 三 事務所の所在地 福島県伊達市一本木三十八番地
- 四 設立認可の日 令和三年三月二日
- 五 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 六 公告の方法 組合の事務所の掲示場に掲示
- 七 事業施行予定期間 令和三年三月十二日から令和八年三月三十一日まで
 (まちづくり推進課)

公 告

公告第五十八号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和三年三月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	氏名又は 名称	住所	登録の有 効期限
			窒素全量	りん酸全量				
855	乾燥菌 体肥料	FK1 号	6.0	6.5	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ	フクシマ フーズ株 式会社	福島県伊 達郡桑折 町大字成	令和 6年 2月 16日

正 誤

都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業三・四・百三号西郷掬目線	実施者の名称 福島県	事務所の所在地 白河市昭和町二百六十九番地 福島県南建設事務所	事業地の所在 収用の部分 福島県白河市 向新蔵、菖蒲沢及び円明寺 地内 使用の部分 なし
-----------------------------------------	---------------	---------------------------------------	----------------------------------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第六十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和三年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県知事 内堀雅雄

公告第五十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、矢吹町から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和三年三月十二日

(農業総合センター)

田字 二本 木10 番地 の1	の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。
-----------------------------	----------------------------------------

○令和二年六月二十六日付決定例第百十六号中

ページ	段	行	正	誤
三三七	上	八	新地町今泉	新地町大字今泉
	下	一一	同町大戸浜	同町大字大戸浜
		六	新地町大戸浜	新地町大字大戸浜
		八	同町大戸浜	同町大字大戸浜